

農 業 だ よ り

令和7年6月からの高温渇水による農業被害支援

新庄市では、令和7年7月29日に新庄市高温渇水対策本部を設置し、令和7年6月からの高温障害、農業用水の渇水を起因として発生した農作物等に対する被害の軽減及び生産の維持確保を図るため、**令和7年度新庄市農林水産物等災害対策事業費補助金**を交付することで被害を受けた農業者の方へ支援を行います。

1. 交付対象者

- ・農業協同組合
- ・土地改良区
- ・農業法人
- ・3戸以上の農業者により組織される団体
- ・農業者（経営耕地面積が30a 以上又は1 年間の農作物販売額が 50 万以上の販売農家）

2. 補助対象事業（※補助上限額あり）

1 農業用水確保対策事業

補助率：経費の**1/2**または**限度額の1/2**のいずれか低い額

対 象：①6月1日からの高温・乾燥により発生した干害に対して実施する水路等の工事、揚水機等の賃借又は購入及び揚水機等の燃料の購入等に要するものであること
②6月1日から8月30日までに実施したもの

（1）応急対策

項目 応急対策	1 箇所あたり限度額
大規模対策	3, 940千円
中規模対策	1, 760千円
小規模対策	660千円

（2）恒久対策

対 象：①干害時の農業用水等の確保のための施設等が整備されていないことにより、井戸の掘削、灌水施設等の設置工事に要するものであること（土地改良区の受益外に限る）
②6月1日から8月30日までに工事が完了したもの

【1m当たり限度額】井戸灌水設備 120千円/m（税込み） ※ただし、50メートルを限度とする。

2 園芸作物等高温対策事業

補助率：経費の**1/2**または**基準単価に対象面積を乗じて得た額の低い額**

対 象：高温による収量、品質の低下防止のための機器・資材の購入等に要する経費

- ①果樹、野菜、花き等の栽培において、6月1日からの高温に伴う収量及び品質の低下防止のため、新たに必要となった以下の機器又は資材であること

【資材毎の基準単価】

遮光資材	換気扇又は循環扇	ミスト噴霧装置	散水・灌水システム
144千円	101千円	449千円	920千円

②6月1日から8月30日までの間に納品されたものであること

3 農薬購入事業

補助率：経費の**1/2**または、**基準額に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額**

対 象：①病害防除のための農薬の購入に要する経費

②6月1日からの高温・渇水の影響により、追加で防除が必要となったもの

品目	10a 当たり基準価格	品目	10a 当たり基準価格
大豆	2,568 円	野菜・花き等	
果樹	4,280 円	1回分・2回分・3回分	2,568 円・5,136 円・7,704 円
果樹（樹体）	4,600 円		

4 肥料購入事業

補助率：経費の**1/2**または、**基準額に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額**

対 象：①樹勢又は草勢回復のための肥料等の購入に要する経費

②6月1日からの高温・渇水の影響により、追加で施肥が必要となったもの

品目	10a あたり基準単価
大豆	1,865 円
果樹（葉面散布肥料）・（酸素供給剤）	2,210 円・4,080 円
野菜、花き等 （葉面散布肥料）1回分・2回分 （酸素供給剤）1回分	2,210 円・4,420 円 4,080 円

3. 申請手続

○交付申請

必要書類（①交付申請書、②事業計画書・収支予算書、③位置図、④被害状況がわかる写真、⑤見積書）

○実績報告

必要書類（①実績報告書、②事業成績書・収支精算書、③実施前後の写真、④領収書、⑤運転日誌等）

○補助金請求

必要書類（①補助金交付のため市への請求書、②振込口座確認のため銀行通帳の写し）

※その他追加書類が必要になる場合がございます。詳細については農林課へお問い合わせください。

4. 申請方法と申請期限（実績報告も含む）

申請事業	申請の方法	申請受付期間
1（農業用水確保対策）、 2（園芸作物等高温対策）	各個人申請	令和7年9月16日（火）～ 令和7年12月19日（金）
3（農薬購入）、 4（肥料購入）	①JA、販売業者で取りまとめて申請 ②各個人申請（①に該当しない方）	

※補助内容等については、条件等が変更になる場合もあります。変更等があれば改めて農業だより等でお知らせいたします。

【申請先・お問合せ先】

新庄市農林課 農村・森林振興係 TEL:0233-29-5837

mail:nourin@city.shinjo.yamagata.jp

山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金

1. 申請要件

事業者要件	1. 山形県内に主たる事業所を有すること 2. 次のいずれかの事業者であること (1)農林漁業者 (2)農林漁業者又は農林漁業者の委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する食品製造業者 (3)(1)又は(2)と連携する卸売業者又は小売業者 ※過去3年以内に2回以上「山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金」または「山形県県産米粉を使用した商品開発支援事業費補助金」の交付決定を受けている場合は補助対象外となります。
商品要件	1. 原材料に県産農林水産物を使用すること 2. 補助金の交付決定後、令和8年2月27日までに商品を完成(試作品の完成又は販売まで)すること。 ※交付決定前の商品開発(事前着手)は認められません。 3. 商品の最終製造(実施主体が卸売業者又は小売業者である場合は、商品の委託製造)を県内で行うこと
事業計画要件	(1)農林漁業者の場合 補助事業完了後3年目の商品の販売額が、現状と比較して 1.2 倍以上になる事業計画であること (2)食品製造業者 又は (3)卸売業者又は小売業者の場合 補助事業完了後3年目の商品の販売額が、補助事業完了後2年目と比較して 1.2 倍以上になる事業計画であること
その他要件	1. 山形県地域型食品企業等連携促進事業における地域コンソーシアムに参画し、研修会、専門部会及び相談会への参加を通して食品企業等と交流を図るとともに必要な助言・指導を受け、事業計画の改善を図ること 2. 補助金を受けて完成した商品について、山形県知事の指定するコンテストに出品すること

2. 補助金の額

補助対象経費の 1/2 に相当する額(上限50万円)
ただし、既存の商品のパッケージの改良のみの場合は上限20万円
<補助対象経費:研修費、調査検討費、新商品開発費>

3. 申込期限

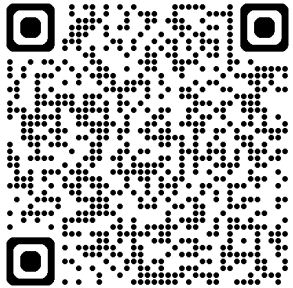
10月上旬

4. 提出書類等

県ホームページをご覧ください。

5. お問い合わせ先

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課 TEL:023-630-2560



(県ホームページ)

「山形県農林水産業デジタル活用支援事業費補助金」

1. 募集期間

令和7年8月20日(水)まで
※募集期間終了前であっても、申請が予算の上限に達した場合は、募集を終了する場合があります。

2. 支援対象者

- ・農林漁業者
- ・農林漁業者の組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。)
- ・産地直売所

3. 支援内容

県産農林水産物を販売するための EC モール出店に係る取組み

補助額	補助対象経費の 1/2 以内(補助上限: 8.5 万円)
補助対象経費	・EC モールへの出店に要する経費 (登録に係る初期費用、コンテンツ作成費(委託費を含む。)など) ※令和8年2月28日まで支払いを完了した経費に限り補助対象となります。 ※消費税、人件費、機材等の購入費、販売額に応じた登録手数料、送料等は補助対象外となります。

【手続きの流れ】

交付申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 事業実施 ⇒ 実績報告(2月末まで) ⇒ 補助金交付
⇒ 実施状況報告(令和8年9月)

【申込方法】

下記 URL または、QR コードから交付要綱、補助要件等詳細をご確認のうえ、令和7年8月20日(水)まで、事業計画書等の必要書類を電子メール又は郵送により下記提出先に提出してください。

【ご相談・お問い合わせ・提出先】

公益財団法人やまがた農業支援センター(〒990-0041山形市緑町一丁目9番30号)
T E L:023-673-9888
E-mail:info-katu@yamagata-nogyo-sc.or.jp
U R L: https://x.gd/rG7Jo



〈URL の QR コードはこちら〉

飼料用米 多収日本一 コンテストを開催します！

飼料用米生産農家の生産技術の向上を目指し、多収を実現している先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介するコンテストを開催します。成績優秀者には、農林水産大臣賞等の褒章が授与されます。

1. 対象者

- 令和7年産の飼料用米の生産者で次の要件を満たすこと
- ①飼料用米の作付面積が、概ね1ha 以上(多収品種・区分管理に限る)
 - ②飼料用米の多収化、生産コスト低減等に取り組むこと

1. 開催スケジュール

令和7年8月29日 応募締切 ⇒ 令和8年1月上旬 収量の報告締切
⇒ 令和8年2月(調整中) 審査委員会 ⇒ 令和8年3月(調整中) 表彰式

応募方法等の詳しい情報につきましては QR コードから東北農政局ホームページをご覧ください。

東北農政局ホームページ
「飼料用米多収日本一」について



【応募先及びお問い合わせ窓口】

東北農政局生産部生産振興課(〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1)
TEL:022-221-6169

令和 8 年産「つや姫」生産者募集要項

山形「つや姫」ブランド戦略推進本部より令和8年産つや姫の生産量が示され、県全体で 10,700ha と前年比で 500ha の増となりました。このうち、新庄市における増加分は 19ha となっております。

若干の募集ではありますが、新規作付の希望及び既存作付面積の変更等に関しては、所属する生産者組織へご相談ください。

【募集締切】

令和7年9月12日(金)(認定申請書の提出期限)

【申請要件】

1.基本要件

- (1)栽培適地内の水田において栽培すること。
- (2)栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準を遵守すること。
- (3)種子の再譲渡と自家採種を行わないこと。
- (4)収穫物は自家消費を除き全量出荷(販売)すること。
- (5)「つや姫」出荷基準基本方針に基づき自主仕分けに取り組むこと
- (6)つや姫ブランド推進に係る各種制度・提出物の遵守、「つや姫」のブランド化の推進に協力すること。

2.面積要件:(1)稲作を経営の柱とし、水田経営面積が3ha 以上であること。

(2)「つや姫」の最低作付面積が概ね60a 以上(有機栽培の場合は20a 以上)であること。

3.栽培要件:有機栽培、特別栽培のいずれかを行っていること(第三者からの認証が必要)

4.販売要件:集荷団体へのお荷等、具体的な販売(出荷)計画を有していること。 (販売計画書の提出が必要)

5.そ の 他:市農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していること。

上記要件のすべてを満たす生産者が優先されます

※このほか、上記のうち面積要件を満たさない場合の認定(中小規模生産者の特別認定)についても、所属する生産者組織へご相談ください。



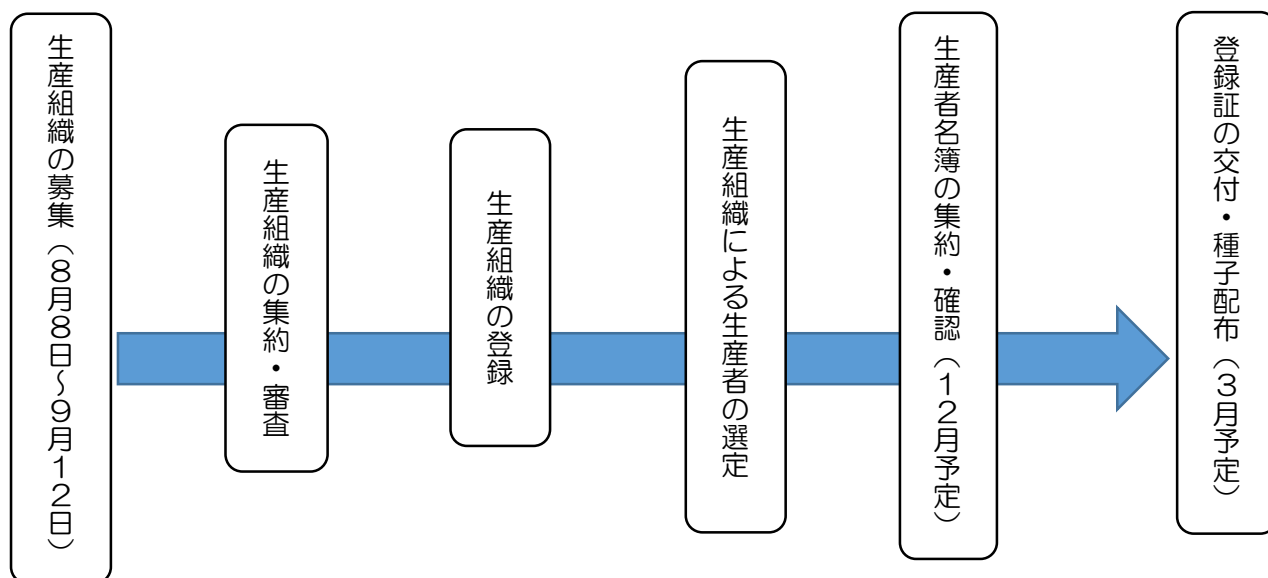
炊いてほれぼれ
冷めても美味しい

令和 8 年産「雪若丸」生産者募集要項

・募集締切:令和 7 年 9 月 12 日(金)

「雪若丸」は「つや姫」と異なり、生産組織を登録し、登録された生産組織が生産者を選定する仕組みとなります。詳しくは、出荷している集荷業者(JA、米集業者など)にお問い合わせください。

【雪若丸の生産登録フロー】



【生産組織の要件】

- ①JA等の水稻部会、3戸以上の農業者で構成する組織、農事組合法人等で、定款又は規約を有していること。
- ②生産組織が有する水稻作付面積が 10ha 以上であること。
- ③生産組織の構成員全てが、市農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していること。
- ④「雪若丸」の具体的な販売計画を有すること。
- ⑤「雪若丸」の種子の再譲渡や自家採種は行わないこと。
- ⑥「雪若丸」ブランド化戦略の推進に協力すること。

【栽培要件】

- ①栽培マニュアルに基づいた栽培を行うこと。
- ②生産戦略に掲げるガイドラインに基づく生産方式を生産組織が設定し、責任を持って栽培管理を行うこと。

今後の米の生産意向に関するアンケート調査へご協力をお願い

農林水産省では、今後のコメ政策を検討するにあたって、すべてのコメ生産者の皆さまを対象に、今後(来年、5年後、10年後)の米生産意向に関するアンケート調査を行います。

日本の今後の米生産のあり方を考えていくためには、コメ生産者の皆さまの声が不可欠と考えています。一人でも多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。



調査期間:2025年8月31日(日)まで

ご回答は QR コードから

米の生産意向に関するアンケート調査



【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房政策課

TEL:03-3502-8111(内線3104)

ダイヤルイン:03-6738-6120